

令和 6 年第 1 回 龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会会議録

令和 6 年 2 月 19 日 開会
令和 6 年 2 月 19 日 閉会

龍ヶ崎地方衛生組合

令和6年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会会議録

龍ヶ崎地方衛生組合 告示第1号

令和6年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月7日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 笥 信太郎

1. 招集日時 令和6年2月19日（月）午後2時
2. 招集場所 龍ヶ崎地方衛生組合議場

令和 6 年第 1 回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会日程

1. 招集日時 令和 6 年 2 月 1 9 日（月）午後 2 時
2. 招集場所 龍ヶ崎地方衛生組合 2 階議場
3. 会 期 自 令和 6 年 2 月 1 9 日
至 令和 6 年 2 月 1 9 日
4. 付議事件

順序	議案番号	事 件 名	提 出 者
1	議案第 1 号	龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任について	管 理 者
2	議案第 2 号	龍ヶ崎地方衛生組合監査委員条例の一部を改正する条例について	管 理 者
3	議案第 3 号	龍の郷・クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	管 理 者
4	議案第 4 号	令和 5 年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）	管 理 者
5	議案第 5 号	令和 6 年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算	管 理 者

〔会議録第 1 号〕

令和 6 年 2 月 1 9 日開会

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 議案第 1 号から議案第 5 号

(質 疑)

(討 論)

(採 決)

日程第 5 一般質問

1. 出席議員

1 番	石 嶋 照 幸	議 員
2 番	加 藤 勉	議 員
3 番	寺 田 寿 夫	議 員
4 番	大 野 誠一郎	議 長
5 番	黒 木 のぶ子	議 員
6 番	諸 橋 太一郎	議 員
7 番	伊 藤 知 子	議 員
8 番	高 嶋 基 樹	議 員
9 番	岡 口 すみえ	議 員
10 番	杉 山 尊 宣	議 員
12 番	加 増 充 子	議 員
13 番	井 原 正 光	議 員
14 番	峯 山 典 明	議 員
15 番	宮 本 秀 樹	副議長
16 番	服 部 隆	議 員
17 番	山 本 彰 治	議 員
18 番	黒 田 茂 勝	議 員
19 番	椎 野 隆	議 員
20 番	鈴 木 正 志	議 員
21 番	小 泉 嘉 忠	議 員
22 番	北 出 攻	議 員

24番 久保谷 充 議員

1. 欠席議員

11番 久保田 真 澄 議員

23番 吉 田 憲 市 議員

1. 説明のため出席した者の氏名

箕 信太郎	管 理 者（稲 敷 市 長）
萩 原 勇	副管理者（龍 ケ 崎 市 長）
沼 田 和 利	副管理者（牛 久 市 長）
中 村 修	副管理者（取 手 市 長）
佐々木 喜 章	副管理者（利 根 町 長）
野 澤 良 治	副管理者（河 内 町 長）
中 島 栄	副管理者（美 浦 村 長）
千 葉 繁	副管理者（阿 見 町 長）
川 崎 洋 一	会 計 管 理 者
風 見 光 三	事 務 局 長
杉 山 晃	事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長
丘 野 富 雄	施 設 管 理 課 長

1. 職務のため出席した者の氏名

木 村 浩 晶	副 参 事 兼 施 設 管 理 課 長 補 佐
坂 本 辰 蔵	副 参 事 兼 施 設 管 理 課 長 補 佐
山 本 陽 美	総 務 課 主 査
浅 野 大 樹	総 務 課 主 査

午後 2 時 0 0 分開会

○大野誠一郎議長 ただいまから令和 6 年第 1 回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会を開会いたします。

本日の欠席議員は、久保田真澄議員、23番吉田憲市議員、以上 2 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○大野誠一郎議長 日程第 1、議席の指定を行います。

このたび、新たに龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に就任された方々の議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、9 番岡口すみえ議員、10 番杉山尊宣議員、11 番久保田真澄議員、

12番加増充子議員と指定いたします。

○大野誠一郎議長 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大野誠一郎議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

○大野誠一郎議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、1番石嶋照幸議員、16番服部 隆議員を指名いたします。

○大野誠一郎議長 日程第4、議案第1号から議案第5号まで、以上5案件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

筧管理者。

〔筧 信太郎管理者 登壇〕

○筧 信太郎管理者 本日は、令和6年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会にお集まりをお願いしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、お集まりをいただきましたこと、また、平素より当組合の業務運営並びに環境衛生行政に対しまして御協力をいただいておりますこと、心より厚く感謝を申し上げます。

先ほど議長より御紹介がありましたが、先般の取手市議会議員選挙に見事当選され、新たに当組合議会議員となられた方々並びに河内町議会議員選挙に見事当選された方々には、お祝いを申し上げますとともに、今後の御活躍を御期待申し上げる次第でございます。

現在、当処理施設の一部故障によりまして応急的な運転管理を行っており、議員の皆様方には御心配をおかけしております。今後は、これまで以上に細心の注意を払い、公害のない運転管理と併せまして周辺環境の保全に努めてまいりますので、議員の皆様方におかれましては、当組合の運営につきまして、引き続き深い御理解となお一層の御協力をお願い申し上げ、本日御提案いたしました各案件につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任についてであります、本案につきましては、長い間公平委員としてお務めをいただきました稲敷市選出の奥澤憲二委員がこの3月末日に任期満了となることから、その後任委員の選任に当たり、議会の同意を求めるものでございます。

選任いたそうとする飯塚良一氏につきましては、長年にわたり利根町役場に奉職され、

総務課長を最後に退職なされた方で、現在は行政書士をされており、人格識見ともに高く、当組合の公平委員として誠にふさわしい方であると確信しております。何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第2号 龍ヶ崎地方衛生組合監査委員条例の一部を改正する条例についてでございますが、本案は地方自治法の改正に伴い、同法を引用している部分について必要な改正を行うほか、技術的な改正を行うものでございます。

次に、議案第3号 龍の郷・クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、本案は、龍の郷・クリーンセンターの維持管理の状況を一般に公表する旨の規定を新たに設けようとするほか、技術的な改正を行うものです。

次に、議案第4号 令和5年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ3,064万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,884万2,000円にするものであります。

まず、歳入であります。使用料及び手数料において46万4,000円の減額であります。これは、搬入量が当初見込みよりも少なかったことから減額するものであります。

次に、繰入金であります。4,235万2,000円の減額であります。これは、今回の補正での調整により減額するものであります。

次に、繰越金であります。111万6,000円の増額であります。これは、当初予算額と令和4年度からの繰越金の差額を増額するものです。

次に、諸収入の雑入において1,106万円の増額です。これは、前年度に起きた落雷被害に伴う災害共済金が入金されたため、増額となるものです。

次に、歳出についてですが、議会費において102万4,000円の減額です。これは、議会行政視察研修の欠席者分及び今年度は研修を2日間の日程で実施したことによる旅費の減額でございます。

次に、総務費の一般管理費において8万7,000円を減額しております。これは、主に管理者等視察研修の費用弁償の差額を減額するものでございます。

次に、衛生費です。まず、清掃総務費において2,303万9,000円の減額ですが、これは主に需用費の光熱水費において、国の補助金導入により電気料金が下がったための減額であります。

次の処理場費の649万円の減額は、主に需用費の修繕料において、入札執行による契約差額により362万円の減額です。医薬材料費においては、搬入量の減少により薬品の使用料が少なかったことから287万円の減額でございます。

次に、議案第5号 令和6年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,981万8,000円と定めるもので、前年度比1,563万9,000円の増額であります。

まず、歳入の分担金及び負担金の分担金でございます。今年度 3 億9,134万9,000円で、前年度比5,189万6,000円の増額となっております。

まず、分担金につきましては、令和 6 年度から将来の施設更新に向け、施設整備基金への積立てをお願いすることから、増額となっております。

次に、使用料及び手数料ですが、今年度2,313万6,000円で、前年度比43万4,000円の減額です。

次に、財産収入の 4 万1,000円は、各基金の利子でございます。

次に、繰入金です。今年度2,500万円で、前年度比2,204万9,000円の減額です。これは、令和 6 年度に実施を予定している163キロ設備 I Z 反応槽防食塗装補修に係る費用を、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、繰越金は1,000万円で、前年度比900万円の減額です。

次に、諸収入は29万2,000円で、前年度比477万4,000円の減額です。これは、預金利子などでございます。

続きまして、歳出です。

まず、議会費ですが、今年度439万3,000円で、前年度比14万5,000円の増額であります。これは、主に議会行政視察研修時のバス借上料が増額となっております。

次に、総務費の一般管理費です。今年度5,526万7,000円で、前年度比337万3,000円の増額です。これは、主に給料、職員手当等、共済費において昇格、昇給を見込んでいることによる増額です。

次に、会計管理費です。今年度132万3,000円で、前年度比19万8,000円の増額です。これは、主に銀行振込に対する手数料が新たに発生することによる増額であります。

次に、衛生費の清掃総務費です。今年度 1 億4,701万1,000円で、前年度比2,397万5,000円の減額です。

給料、職員手当等及び共済費では、職員の異動に伴い、合わせて779万8,000円の減額であります。

需用費では、光熱水費において、電気使用料の積算単価が下がったことにより1,746万2,000円の減額です。

委託料では、龍の郷・クリーンセンター長寿命化総合計画の施設保全計画について見直しを予定していることから、150万8,000円の増額です。

続いて、処理場費です。今年度 1 億9,158万3,000円で、前年度比410万2,000円の減額です。

需用費での1,035万2,000円の減額は、主に修繕料、医薬材料費において減額となっております。

委託料では、各業務委託料の上昇に加え、163キロ設備の脱臭設備活性炭交換を予定していることから、779万2,000円の増額となっております。

次の施設整備基金費では、基金運用方針に基づき、将来の施設更新費用として新たに積立てをお願いするものであります。

以上が、本日御提案いたします各案件の概要であります。何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○大野誠一郎議長 これより、議案第1号から議案第5号までの議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、これをもって議案に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第1号から議案第5号までの議案に対する討論に入ります。

まず、反対者の討論を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大野誠一郎議長 ないようでありますので、次に、賛成者の討論を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大野誠一郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号、本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大野誠一郎議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第2号、本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大野誠一郎議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大野誠一郎議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大野誠一郎議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大野誠一郎議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○大野誠一郎議長 日程第5、これより一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、これを許可します。

14番 峯山典明議員。

〔14番 峯山典明議員 登壇〕

○14番（峯山典明議員） 14番峯山典明です。今回、本定例会で議案の中に公平委員会の人事案件が出てきましたので、改めていろいろと調べてみました。大変細かいことではありますが、公平委員会について質問させていただきたいことがございますので、よろしくお願いいたします。

まず最初の質問ですが、公平委員会設置条例には、地方公務員法の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき、龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会を設置するとありますが、構成メンバーについては何も記載がありません。不透明なことが多過ぎるため、委員を構成する者の基準及び選任方法、任期、会議日数などをそれぞれ条例に記載するべきだと考えます。いかがでしょうか。

○大野誠一郎議長 風見事務局長。

〔風見光三事務局長 登壇〕

○風見光三事務局長 峯山議員の一般質問にお答えいたします。

公平委員会委員に関する規定につきましては、地方公務員法にその規定がございまして、まず、公平委員会委員を構成する者の基準及び選任方法については、同法第9条の2第2項に「人格が高潔で、地方自治体の本旨及び民主的、能率的な行政運営に理解があり、人事行政に識見を有する者のうちから、議会の同意を経て、地方公共団体の長が選任する」と規定されています。

当組合では、公平委員会委員を選任する際には、構成市町村から推薦していただいた方を管理者等会議において協議していただき、了承された後、管理者が議案として議会へ上程しております。

なお、候補者の推薦を依頼する市町村につきましては、過去に推薦をいただいた実績などを考慮し、偏りがないよう輪番制を採用しております。

また、委員の任期につきましては、同条第10項に「委員の任期は4年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする」と規定されております。

次に、会議日数につきましては、地方自治法第202条の2第2項に、公平委員会の役割として「職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる」と規定されており、職員からの措置の要求や審査請求に基づいて委員会を開催することとなることから、明確な会議日数を定めることは難しいと考えます。

以上のように、当組合における公平委員会委員に関する規定につきましては、地方公務員法に定められており、改めて条例に規定することは、地方公務員法との二重規定となり、望ましくないものと考えます。

以上でございます。

○大野誠一郎議長 14番峯山典明議員。

〔14番 峯山典明議員 登壇〕

○14番（峯山典明議員） それでは、少し違う角度から質問させていただきます。2番目の質問に入ります。

石岡市のホームページを拝見しまして、石岡市についてお話しさせていただきます。石岡市のホームページでは、公平委員会制度概要として、公平委員会の設置については、地方公務員法第7条第3項、第4項にのっとって定められていること、そして人数、選任方法は、地方公務員法第10条の2第1項、第2項によること、ほかにも業務内容、勤務条件なども、該当する地方公務員法を挙げて説明されております。このように大変細かく記載がございました。

龍ヶ崎地方衛生組合においても、石岡市同様に、現状のホームページ記載内容よりもより詳しく載せることが住民に対する説明として望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

そして、現在、公平委員会が輪番制となっているとの答弁がございましたけれども、公募することを検討していただきたいです。いかがでしょうか。

○大野誠一郎議長 風見事務局長。

〔風見光三事務局長 登壇〕

○風見光三事務局長 お答えいたします。

公平委員会制度に関し、より詳しくホームページに掲載することにつきましては、峯山議員より御紹介をいただいた石岡市や近隣の自治体のホームページの掲載内容なども参考にさせていただき、当組合ホームページの内容を充実させていきたいと思っております。

また、公平委員会委員の公募につきましては、現在、実際に公募を行っている先進事例が把握できておりませんので、今後、調査研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○大野誠一郎議長 14番峯山典明議員。

〔14番 峯山典明議員 登壇〕

○14番（峯山典明議員） それでは、最後の質問をさせていただきます。質問といたしますか、これは最後は要望になるんですけれども、調査研究内容に関しまして進展がございましたら、御報告をお願いいたします。こちらは要望になりますので、特に答弁は必要ございません。以上です。

以上で質問を終わらせていただきます。

○大野誠一郎議長 以上で、峯山典明議員の質問を終わります。

通告による一般質問は以上であります。

これをもって一般質問を終結いたします。

○大野誠一郎議長 以上をもちまして令和6年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、御苦労さまでした。

午後 2 時 3 0 分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

龍ヶ崎地方衛生組合議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員